エコマーク商品類型 No.121「リターナブル容器･包装資材 Version2」付属証明書
【分類 B　～プラスチック製容器･包装資材～】

本付属証明書は、エコマーク商品類型 No.121「リターナブル容器･包装資材 Version2」のエコマーク使用申込を行う際に、「エコマーク商品認定･使用申込書」とともに提出して下さい。

申込日:20　　年　　月　　日

申込ブランド名	
申込者	(会社名) 印(社印を捺印)

＜付属証明書の作成方法＞

1. 申込製品に関する必要事項を「記入欄」に記載して下さい。
   ※「記入欄」に網かけがある「項目」は記入不要です。
2. 「添付証明書」欄の各証明書をご用意下さい。各証明書は、本付属証明書と併せてエコマーク商品認定･使用申込時に提出して下さい。
3. 「添付証明書」に網かけのある「項目」は、添付証明書の提出は不要です。
   ※ 各証明書の作成は(記入表)を参照して下さい。
4. 「添付証明書」の作成は「添付証明書の発行者」欄を確認して下さい。

項目	添付証明書 (該当する事項をチェックして下さい)	添付証明書の発行者
エコマーク表示有無(予定)	□ある □製品／□包装／□カタログ･リーフレット □取扱説明書／□その他(　　) □なし ※ある場合は、以下の表示予定設計図をご提出ください。	申込者
エコマーク使用規定第3条 エコマーク表示予定箇所、マーク下段の環境情報表示	表示予定設計図の提出(書式自由･原稿) ※エコマーク(下段表示を含む)の表示予定図、表示予定箇所についてご提出下さい。 ※エコマークを表示する場合は、原則としてエコマーク認定番号および使用契約者名の両方の表示が必要です。	
エコマーク使用規定第7条 エコマーク使用契約者名、認定番号の表示		

項目	記入欄 (該当する事項をチェックして下さい)	添付証明書	添付証明書の発行者
製品を開発した会社	□他社／□自社 ※他社開発製品の場合は右記証明書をご提出下さい。	記入表 121B-1	申込承諾者
他社において既に認定を受けている商品を別ブランドとして申込む場合	ブランド名以外の変更が　□ある／□ない (該当する事項をチェックして下さい) ※変更がなければ、以下の項目の証明は不要です	エコマーク商品認定審査結果通知書の写し 既認定型式と本申込製品の型式との対応表	申込者
No.121「リターナブル容器･包装資材」の認定商品で、契約更新に伴う再審査の場合	既認定番号(　　)		

分類 B　～プラスチック製容器･包装資材～［プラスチックを製品全体重量の 70%以上使用］

項目	記入欄 ※ 製品の構成を重量割合(%)を、固有値あるいは範囲でご提示ください
製品構成	プラスチック　　(　　)%
	その他(　　)　(　　)%　*プラスチック以外の構成材料名を記載してください
	その他(　　)　(　　)%　*プラスチック以外の構成材料名を記載してください

「4. 認定の基準と証明方法」を満たすために必要な証明書類

4-1. 環境に関する基準と証明方法

認定基準 項目番号	記入欄 ※ 該当する□にチェックを入れて下さい	必要な添付証明書	添付証明書の発行者
4-1.(1) 繰り返し使用		繰り返し使用実績	申込者
4-1.(2) 設計	［設計］ 繰り返して一回使用するごとにラベルを接着/剥離する必要が　　□ある　／　□ない	社内設計文書 あるいは 第三者証明	申込者あるいは第三者試験機関
4-1.(3) 回収システム	［回収システム］	回収システムを説明する文書	申込者
	［回収用の容器］ □リターナブル容器を回収するための容器がある □リターナブル容器を回収するための容器がない	容器の説明書 あるいは 容器の写真	申込者
	［再使用可能であることの情報提供］	情報表示/情報公示の実施部分	申込者
4-1.(4) 環境法規の順守		記入表 121B-2	最終製品製造工場
4-1.(5) 印刷インキ	［製品に使用する印刷インキ］ 印刷インキ工業連合会「印刷インキに関する自主規制（ネガティブリスト規制）」で規制されている物質を □処方構成成分として添加している □処方構成成分として添加していない □印刷インキの使用がない		
4-1.(6) 付属部品	［付属部品］ 比較対象となるワンウェイの容器･包装資材が □ある　／　□ない ※比較対象がある場合には説明文書が必要です	流通･使用･消費時のラベル/キャップ等の廃棄物排出についてワンウェイ容器と比較する説明文書	申込者
4-1.(7) 代替フロンを含むオゾン層破壊物質	［容器製造でのオゾン層破壊物質］ 特定フロン(CFC5 種)の使用　□有／□無 その他の CFC の使用　□有／□無 四塩化炭素の使用　□有／□無 トリクロロエタンの使用　□有／□無 代替フロン(HCFC)の使用　□有／□無	記入表 121B-3	プラスチック材料製造事業者または製品組立事業者（工場長/責任者）
4-2.(8) 容器に使用するプラスチック添加物	［添加物］ □内容物が食品 □内容物が化粧品 □内容物が医療関係品 □内容物は上記以外 ※内容物が食品/化粧品/医療関係品でない場合には、ポジティブリスト登録を EN71-3 試験で代用可能	記入表 121B-4 ＊バージン材料については、 樹脂のポジティブリストで可	各製造工程担当事業者
4-2.(9) 製品の処方構成成分（カドミウム、鉛、六価クロム、水銀およびそれらの化合物）		記入表 121B-5	申込者

4-2.(10) 製品の処方構成成分（IARC による発がん性物質）	［IARC によって 1、2A、2B に分類されている物質］ □内容物が食品 □内容物が化粧品 □内容物が医療関係品 □内容物は上記以外　※ ※内容物が食品/化粧品/医療関係品でない場合には、証明書の提出は不要です	記入表 121B-5	申込者
4-1.(11) 食品衛生法に定める有害物質	［食品衛生法に定める有害物質の要件］ □内容物が食品 □内容物が化粧品 □内容物が医療関係品 □内容物は上記以外 ※内容物が食品/化粧品/医療関係品でない場合には、試験結果の提出は不要です	食品衛生法（昭和 22 年 12 月 24 日法律第 233 号）に適合していることの試験結果	第三者試験機関 または 申込者 または 容器製造事業者
4-1.(12) 異種材料の分離	［異種材料の分離］ □製品が FRP 製である □製品が FRP 製でない ※製品が FRP 製である場合には、 証明書の提出は不要です	廃棄時に素材ごとに分離が可能であることを示す説明書	申込者
4-1.(13) 修理	［製品破損時の修理］ □製品が FRP 製である □製品が FRP 製でない ※製品が FRP 製でない場合には、証明書の提出は不要です	修理を行なう施設の所在地、修理方法、修理の能力を示す書類	申込者
4-1.(14) ポリマの材質表示		表示箇所の写真 または 表示設計図	申込者
4-1.(15) ハロゲンを含むプラスチック	［ポリマ骨格にハロゲンを含むプラスチックの添加］ プラスチック材料の □使用なし ／ □使用あり ※　使用がある場合には、以下参照		
	ポリマ骨格へのハロゲン元素の □添加なし ／ □添加あり ※　添加がある場合には、右記参照	廃棄時にマテリアルリサイクルが確実に行なわれることの説明文書	申込者
4-1.(16) 容器包装リサイクル法	［容器包装リサイクル法］ □特定事業者である ／ □特定事業者でない ※　特定事業者である場合には、以下参照		
	□申込商品が再商品化義務の対象となる □申込商品が再商品化義務の対象とならない ※　対象となる場合には、以下参照		
	□自主回収の認定を受けている □自主回収の認定を受けていない ※　認定を受けていない場合には、右記参照	再商品化費用を支払っていることの証明書	申込者

「4. 認定の基準と証明方法」を満たすために必要な証明書類

4-2. 品質に関する基準と証明方法

4-2.(17) 容器の品質	［該当する品質規格］ □JIS 規格　　（JIS　　） □業界の自主規格（　　） □自社規格	該当する規格に適合していることを示す証明書	申込者

記入表 121B-1

(財) 日本環境協会 エコマーク事務局 御中

申込承諾書

発行日:20　　年　　月　　日
(発行者:会社名) 印(社印を捺印)

* 発行者は製品を製造した会社(申込承諾者)

当社商品名(　　)(エコマーク認定番号(　　))を、

エコマーク申込企業(　　)が商品ブランド名(　　)として、

エコマーク商品認定･使用申込を行うことを承諾します。

以上

記入表 121B-2

(財) 日本環境協会 エコマーク事務局 御中

環境法規順守証明書

発行日:20　　年　　月　　日
工場名: 印(社印を捺印)

* 発行者は最終製品製造工場

下記の事項に適合していることを証明します。

記

大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、有害物質の排出および労働安全衛生などについて、関連する環境法規および公害防止協定などを申込時より過去 5 年間(※) 順守していること。

順守している環境法規名	備考
□ 大気汚染防止法	
□ 水質汚濁防止法	
□ 騒音規制法	
□ 振動規制法	
□ 悪臭防止法	
□ その他 ①	※ 工場が該当する法律名を記載すること
□ その他 ②	※ 工場の立地する地域の条例や協定が存在する場合にはその名称を記載すること
□ その他 ③	例) ○○県○○環境保全条例
□ その他 ④	例) ○○市公害防止協定

以上

(※) 創業以来違反がないという内容でも結構です

※ 本証明書の発行日の有効期限は、製品のエコマーク申込より 3 ヶ月程度とします。

記入表 121B−3

(財) 日本環境協会 エコマーク事務局 御中

代替フロンを含むオゾン層破壊物質の使用に関する証明書

発行日:20　　年　　月　　日

(発行者:会社名)

役職:　　工場長名　　印(社印を捺印)

* 発行者はプラスチック材料の製造事業者、あるいは製品組立事業者の工場長／責任者

容器の製造において、ハロゲン化炭化水素類として下表に掲げる特定フロン(CFC5 種)、その他 CFC、四塩化炭素、トリクロロエタンおよび代替フロン(ここでは HCFC をさす)の使用がないことを証明します。

特定フロン(CFC5種)	トリクロロフルオロメタン	代替フロン(HCFC)	クロロトリフルオロエタン
	ジクロロジフルオロメタン		ジクロロフルオロエタン
	トリクロロトリフルオロエタン		クロロジフルオロエタン
	ジクロロテトラフルオロエタン		クロロフルオロエタン
	クロロペンタフルオロエタン		ヘキサクロロフルオロプロパン
その他のCFC	クロロトリフルオロメタン		ペンタクロロジフルオロプロパン
	ペンタクロロフルオロエタン		テトラクロロトリフルオロプロパン
	テトラクロロジフルオロエタン		トリクロロテトラフルオロプロパン
	ヘプタクロロフルオロプロパン		ジクロロペンタフルオロプロパン
	ヘキサクロロジフルオロプロパン		クロロヘキサフルオロプロパン
	ペンタクロロトリフルオロプロパン		ペンタクロロフルオロプロパン
	テトラクロロテトラフルオロプロパン		テトラクロロジフルオロプロパン
	トリクロロペンタフルオロプロパン		トリクロロトリフルオロプロパン
	ジクロロヘキサフルオロプロパン		ジクロロテトラフルオロプロパン
	クロロヘプタフルオロプロパン		クロロペンタフルオロプロパン
	四塩化炭素		テトラクロロフルオロプロパン
	1,1,1-トリクロロエタン		トリクロロジフルオロプロパン
代替フロン(HCFC)	ジクロロフルオロメタン		ジクロロトリフルオロプロパン
	クロロジフルオロメタン		クロロテトラフルオロプロパン
	クロロフルオロメタン		トリクロロフルオロプロパン
	テトラクロロフルオロエタン		ジクロロジフルオロプロパン
	トリクロロジフルオロエタン		クロロトリフルオロプロパン
	ジクロロトリフルオロエタン		ジクロロフルオロプロパン
	クロロテトラフルオロエタン		クロロジフルオロプロパン
	トリクロロフルオロエタン		クロロフルオロプロパン
	ジクロロジフルオロエタン		

以上

記入表 121B−4

(財) 日本環境協会 エコマーク事務局 御中

プラスチック添加物に関する証明書

発行日:20　　年　　月　　日

(発行者:会社名)

印(社印を捺印)

* 発行者は各製造工程担当事業者

製造に使用したプラスチック添加物について、以下の内容を証明致します。

担当製造工程	□ 樹脂製造　／　□ 成型加工
樹脂の種類	

プラスチック添加物の種類	チェック欄 該当するものに ○ を付けて下さい	記入欄	
		ポジティブリスト名	ポジティブリストの分類番号／物質名など
①可塑剤	使用 あり／なし		
②色材	使用 あり／なし		
③安定剤	使用 あり／なし		
④滑材	使用 あり／なし		
上記①〜④以外の添加物	使用 あり／なし	※使用がある場合は以下に全て記載してください。	
上記①〜④以外の添加物名		ポジティブリスト名	ポジティブリストの分類番号／物質名など
(　　)			
(　　)			
(　　)			

*1) 難燃剤の使用については、エコマーク事業実施要領にしたがって下さい。
*2) 部品ごとに製造工場が異なる場合は、それぞれの工場別に本証明書を提出して下さい。
*3) 食品･化粧品･医療関係品などを内容物としない製品の場合、ポジティブリストに登録がないプラスチック添加物については 88/378/EEC EN71-3 の試験結果を提出してください (該当物質を含む部材あるいは製品の試験でも可)。

以上

記入表 121B-5

(財) 日本環境協会 エコマーク事務局 御中

有害物質の添加に関する証明書

発行日:20　　年　　月　　日
(発行者:会社名) 印(社印を捺印)

*発行者は申込者

以下の記述内容について証明します。

1. カドミウム (Cd)、鉛 (Pb)、六価クロム (Cr)、水銀 (Hg) およびそれらの化合物の添加について　[認定基準 4-2.(10)]

製品の処方構成成分として	
カドミウム (Cd) 鉛　(Pb) 六価クロム (Cr) 水銀 (Hg) およびこれらの化合物	□ 添加あり □ 添加なし

2. IARC による発ガン性物質の添加について　[認定基準 4-2.(11)]

［ 内容物が以下①②③へ該当するかの有無について ］

※ 該当する□にチェックを入れて下さい。

□ 該当する

□ ①食品 ／ □ ②化粧品 ／ □ ③医療関係品

□ 該当しない

「該当する。」の場合

製品の処方構成成分として	
IARC によって 1、2A、2B に分類されている物質	□ 添加あり □ 添加なし

以上